



重 要 事 項 説 明 書

ALIVE訪問看護リハビリステーション

〒755-0241 山口県宇部市東岐波3797-1

TEL：0836-39-2629 FAX：0836-39-2640

E-mail：office@alive-vn.jp

第1章 事業者の概要

法人名	株式会社AXEL
代表者名	住吉 邦仁（代表取締役）
設立年月日	2024年9月1日
本社所在地	〒759-6312 山口県下関市豊浦町大字黒井2338番地4
代表電話番号	083-242-1970

第2章 事業所の概要

事業所名	ALIVE訪問看護リハビリステーション
所在地	〒755-0241 山口県宇部市東岐波3797-1
電話番号	0836-39-2629
FAX番号	0836-39-2640
メールアドレス	office@alive-vn.jp
管理者	広兼 浩子（看護師）
指定（予定）年月日	令和8年8月1日（予定）
事業所番号	3560290532

第3章 事業の目的及び運営方針

当事業所は、利用者が可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、訪問看護サービスを提供します。

【運営方針】

- ・ 主治医の指示書に基づき、利用者の心身の機能維持・回復及び生活機能の向上を図るため、専門的な訪問看護サービスを提供します。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・ 関係機関（病院・診療所・介護サービス事業者・地域包括支援センター等）と密接に連携し、包括的かつ継続的な支援を行います。
- ・ 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、山口県及び宇部市をはじめとする関係行政機関との連携に努めます。
- ・ 提供するサービスの質の向上を図るため、研修・教育及び職員の資質向上に継続的に取り組みます。

第4章 提供サービスの種類

当事業所が提供するサービスの内容は次のとおりです。

番号	提供サービスの内容
(1)	病状観察
(2)	療養上の世話
(3)	医療処置
(4)	服薬管理
(5)	リハビリテーション
(6)	ターミナルケア
(7)	家族支援
(8)	その他必要な訪問看護

【保険適用サービス】

区分	サービス内容
保険適用サービス	訪問看護（介護保険）／介護予防訪問看護／訪問看護（医療保険）／訪問リハビリテーション（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による）

【保険外サービス（自費）】

利用者のニーズに応え、保険適用外の以下のサービスを提供します。

区分	サービス内容
保険外サービス	自費リハビリテーション／受診同行支援／外出同行支援／買物同行支援／見守り支援／終活支援／冠婚葬祭同行支援／旅行同行支援／医療処置を伴う外出支援

※保険外サービスの利用料金は別紙料金表をご参照ください。

第5章 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日及び12月30日から1月3日まで ※祝日は営業日とします。

営業時間	午前 8 時30分～午後 5 時30分
24時間対応	利用者の病状・状態に応じ、営業時間外においても24時間連絡対応できる体制を整備しています。

※緊急時は営業時間外においても対応いたします。当事業所へご連絡ください。

第 6 章 職員体制

管理者	看護師 1 名
看護職員	常勤換算 2. 5 名以上（管理者を含む）
リハビリ職員	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数

※職員の資格保有状況及び人員配置については、お問い合わせいただければ随時ご説明いたします。

第7章 通常の事業実施地域

当事業所が通常の事業実施地域とする範囲は、以下のとおりです。

- ・ 宇部市
- ・ 山口市南部（阿知須、佐山、秋穂、秋穂二島、嘉川、小郡）

上記の通常実施地域外においても、訪問が可能な場合がございます。詳細はご相談ください。その際は、別途交通費を申し受けることがあります。

第8章 利用料金

【保険別負担区分】

区分	根拠・算定方法	利用者負担
介護保険	介護保険法その他関係法令の定める基準による	1割・2割・3割（負担割合証に応じる）
医療保険	健康保険法その他関係法令の定める基準による	各種保険・公費負担制度に応じた自己負担額
保険外サービス	別紙料金表による	全額自己負担

主な加算については、別紙①介護保険料金表、別紙②医療保険料金表及び別紙③介護予防保険料金表をご参照ください。

第9章 その他の費用

利用料金以外に、以下の費用を実費として申し受けます。詳細は別紙料金表によります。

費用項目	金額・備考
交通費（通常地域内）	無料
交通費（通常地域外）	250円～500円（実費相当）
死後処置料	11,000円（税込）
キャンセル料（前日17時以降）	1,000円（税込）※体調不良等やむを得ない事情を除く
定休日対応料金（医療保険・私費）	2,000円（税込）
保険外サービス	別紙料金表による

※キャンセルは、前日午後5時までにご連絡ください。体調不良その他やむを得ない事情による場合はキャンセル料を免除します。

第10章 支払方法

利用料金その他の費用は、1か月ごとに集計のうえ請求書を発行いたします。

請求サイクル	月末締め
請求書発行	翌月
支払方法	口座振替
振替日	毎月26日 ※26日が土日祝日の場合は翌営業日

口座振替の手続きについては、ご利用開始前に担当者よりご説明いたします。

第11章 緊急時の対応

訪問看護の提供中に、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに以下の対応を行います。

- ・主治医へ速やかに連絡し、必要な指示を仰ぎます。

- ・ 救急搬送が必要な場合は、救急機関（119番）へ連絡するとともに、ご家族等へ速やかに連絡します。
- ・ 必要な応急処置を実施し、指示に従って適切な対応を行います。
- ・ 緊急時の対応状況は、詳細な記録を残し、事後に主治医・関係機関へ報告します。

なお、当事業所は24時間連絡体制を整備しており、夜間・休日においても緊急時に速やかな対応ができるよう努めます。

第 1 2 章 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合、当事業所は以下の手順に従い迅速に対応します。

- ・ 利用者の安全確保を最優先に、必要な緊急処置を実施します。
- ・ ご家族等の緊急連絡先へ速やかに状況を報告します。
- ・ 主治医・関係機関への連絡を行うとともに、必要に応じて救急機関（119番）へ通報します。
- ・ 市町村・都道府県等の行政機関へ所定の様式により速やかに事故報告を行います。
- ・ 事故原因を究明し、再発防止策を講じ、再発防止に向けた取り組みを継続します。

当事業所は、損害賠償責任保険に加入しており、事故による損害賠償が必要な場合は、適切に対処いたします（第19章参照）。

第 1 3 章 苦情相談窓口

【事業所内窓口】

第一次窓口（担当者）	広兼 浩子（管理者）
最終責任者	住吉 邦仁（代表取締役）
受付時間	営業日の午前 8 時30分～午後 5 時30分
電話番号	0836-39-2629

【外部相談窓口】

宇部市役所介護保健課

0836-34-8396

山口市役所介護保健課

089-934-2795

山口県国民健康保険団体連合会

083-934-2003

介護サービス苦情相談窓口

083-995-1010

※受付時間は各機関の営業日・営業時間に準じます。

苦情のお申し出は、書面・口頭・電話など方法を問わず受け付けます。内容を誠実に調査・対応し、結果をご報告いたします。

第14章 個人情報の保護

当事業所は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他関係法令を遵守し、利用者及びそのご家族の個人情報を適切に取り扱います。

- ・ 取得した個人情報は、サービス提供及びこれに付随する業務（医療機関・関係機関との情報共有を含む）の目的においてのみ使用します。
- ・ 目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめご本人の同意を得ます。
- ・ 個人情報は厳重に管理し、漏えい・滅失・毀損の防止のため適切な安全管理措置を講じます。
- ・ 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、管理者までお申し出ください。

第15章 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、以下の措置を講じます。

- ・ 虐待防止のための責任者を選定し、虐待防止委員会を定期的に開催します。

虐待防止に関する担当者 管理者 広兼浩子

- ・ 職員に対し、虐待防止に関する研修を年1回以上実施します。
- ・ 虐待が発生した場合は、速やかに市町村・都道府県等の行政機関へ報告し適切に対処します。
- ・ 利用者及びそのご家族からの虐待に関する相談・通報を誠実に受け付け、迅速に対応します。

第16章 身体拘束等の禁止

当事業所は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

ただし、利用者又は他者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、利用者又はご家族へ十分に説明し、同意を得るものとします。

職員に対する身体拘束等の適正化について研修を定期的 to 実施します。

第17章 ハラスメント防止

当事業所は、職員が安心して働ける環境を整備するため、ハラスメント防止に積極的に取り組みます。

- ・ 利用者・ご家族等によるハラスメント（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等）から職員を守るための方針を定め、周知徹底します。
- ・ ハラスメントが発生した場合は、事実確認を行い、再発防止策を講じます。
- ・ 職員に対するハラスメント防止研修を定期的 to 実施します。

第18章 非常災害時の対応

当事業所は、感染症、自然災害、その他の非常時においても継続的なサービス提供に努めます。

- ・ 業務継続計画（BCP）を策定し、非常時においても利用者へのサービスを可能な限り継続します。
- ・ 感染症対策指針及び非常災害対応計画を策定し、職員への周知・訓練を実施します。
- ・ 非常時においては、利用者の安全を最優先に、関係機関と連携して適切な対応を行います。
- ・ 大規模災害等発生時の対応については、宇部市及び山口県の指示に従うとともに、地域の支援活動に協力します。

第19章 損害賠償責任保険

当事業所は、サービス提供中に発生した事故、賠償責任及び情報漏えい等に備え、以下の保険に加入しています。

保険名称	公益財団法人日本訪問看護財団 訪問看護事業者総合補償制度
加入内容	・ベーシックプラン ・サイバーセキュリティ保険

万一、当事業所のサービス提供に起因して利用者に損害が生じた場合は、上記保険の補償範囲内において誠実に対応いたします。

第20章 重要事項説明同意欄

私は、ALIVE訪問看護リハビリステーションより、上記重要事項について説明を受け、その内容を十分に理解しました。

説明年月日	年 月 日
利用者氏名（署名）	
代理人氏名（署名）	
続柄	
説明者氏名（署名）／職種	
事業所名	ALIVE訪問看護リハビリステーション

—— 以上 ——

附 則

本重要事項説明書は令和8年8月1日より施行する。

別紙① 介護保険料金表

ALIVE訪問看護リハビリテーション 利用料金表 令和8年8月1日 現在

本料金表は、介護保険に基づく主な算定項目を示すものです。利用者負担額は、負担割合証に応じて1割、2割又は3割となります。法改正等により単位数が変更された場合は、関係法令に定める基準によります。

区分	時間・内容	単位数	備考
訪問看護費	20分未満	314単位	
訪問看護費	30分未満	471単位	
訪問看護費	30分以上1時間未満	823単位	
訪問看護費	1時間以上1時間30分未	1,128単位	
理学療法士等による訪問	1回につき	294単位	1日に2回を超えて実施する場合は90/100

【主な加算】

加算名	単位数	備考
早朝・夜間加算	基本単位の25%増	該当時
深夜加算	基本単位の50%増	該当時
緊急時訪問看護加算 (I)	600単位/月	該当時
緊急時訪問看護加算 (II)	574単位/月	該当時
特別管理加算 (I)	500単位/月	該当時
特別管理加算 (II)	250単位/月	該当時
長時間訪問看護加算	300単位/回	該当時
複数名訪問看護加算 (I)	30分未満254単位/回、30分以上402単位/回	該当時
複数名訪問看護加算 (II)	30分未満201単位/回、30分以上317単位/回	該当時
初回加算 (I)	350単位/月	該当時
初回加算 (II)	300単位/月	該当時
退院時共同指導加算	600単位/回	該当時
ターミナルケア加算	2,500単位/回	該当時
介護職員等処遇改善加算	所定単位数×18/1000	該当時

※料金表に記載されていない加算金額も一部ございます。該当される疾患、状態の方に随時ご説明させていただき、算定させていただく場合がございます。予めご了承ください。

- ※一定以上の所得のある利用者の方は、負担額が2割又は3割になる場合があります。
- ※公費負担医療制度等により、自己負担が軽減又は不要となる場合があります。
- ※法改正等により料金が変更となる場合があります。

別紙② 医療保険料金表

ALIVE訪問看護リハビリテーション 利用料金表 令和8年8月1日 現在

本料金表は、医療保険に基づく主な算定項目を示すものです。利用者負担額は、各種健康保険、公費負担医療制度及び自己負担割合に応じて異なります。法改正等により金額が変更された場合は、関係法令に定める基準によります。

【訪問看護基本療養費】

区分	内容	算定料	備考
訪問看護基本療養費 (I)	看護師・保健師・助産師／週3日目まで	5,550円	
訪問看護基本療養費 (I)	看護師・保健師・助産師／週4日目以降	6,550円	
訪問看護基本療養費 (I)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	
訪問看護基本療養費 (II)	同一建物・同一日2人／週3日目まで	5,500円	看護師等
訪問看護基本療養費 (II)	同一建物・同一日2人／週4日目以降	6,550円	看護師等
訪問看護基本療養費 (II)	同一建物・同一日3人以上9人以下／週3日目まで	2,780円	看護師等
訪問看護基本療養費 (II)	同一建物・同一日3人以上9人以下／週4日目以降	3,280円	看護師等
訪問看護基本療養費 (II)	理学療法士等／同一建物・同一日2人	5,500円	
訪問看護基本療養費 (II)	理学療法士等／同一建物・同一日3人以上	2,780円	
訪問看護基本療養費 (III)	入院中の者の外泊時等	8,500円	該当時

【訪問看護管理療養費】

区分	内容	算定料	備考
月の初日の訪問	機能強化型1	13,760円	該当時
月の初日の訪問	機能強化型2	10,460円	該当時
月の初日の訪問	機能強化型3・4	9,030円	該当時
月の初日の訪問	1～4まで以外の場合	7,710円	
月の2日目以降	単一建物居住者20人未満	3,010円	
月の2日目以降	単一建物居住者20人以上49人以下／15日以下	2,510円	該当時
月の2日目以降	単一建物居住者50人以上／15日以下	2,410円	該当時

【主な加算】

加算名	算定料	備考
24時間対応体制加算	6,520円	看護業務負担軽減の取組を行っている場合は6,800円
特別管理加算	5,000円／2,500円	状態に応じて算定
退院時共同指導加算	8,000円	該当時
特別管理指導加算	2,000円	該当時
退院支援指導加算	8,400円／6,000円	状態に応じて算定
在宅患者連携指導加算	3,000円	該当時
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	該当時
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	該当時
訪問看護医療情報連携加算	1,000円	該当時
訪問看護情報提供療養費1・2・3	各1,500円	該当時
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	該当時
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	該当時
難病等複数回訪問加算	4,500円	1日2回／同一建物2人以下
長時間訪問加算	5,200円	該当時
夜間早朝訪問看護加算	2,500円	同一建物2人以下
深夜訪問看護加算	4,200円	同一建物2人以下
複数名訪問看護加算	4,500円／3,000円等	同行者・利用者数等により異なる
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	1,050円	該当時
訪問看護物価対応料1	月初60円／2日目以降20円	該当時

※料金表に記載されていない加算金額も一部ございます。該当される疾患、状態の方に随時ご説明させていただき、算定させていただく場合がございます。予めご了承ください。

※一定以上の所得のある利用者の方は、負担額が2割又は3割になる場合があります。

※公費負担医療制度等により、自己負担が軽減又は不要となる場合があります。

※法改正等により料金が変更となる場合があります。

別紙③ 介護予防保険料金表

ALIVE訪問看護リハビリステーション 利用料金表 令和8年8月1日 現在

本料金表は、介護予防訪問看護に基づく主な算定項目を示すものです。利用者負担額は、負担割合証に応じて1割、2割又は3割となります。法改正等により単位数が変更された場合は、関係法令に定める基準によります。

【介護予防訪問看護費】

区分	時間・内容	単位数	備考
介護予防訪問看護費	20分未満	303単位	
介護予防訪問看護費	30分未満	451単位	
介護予防訪問看護費	30分以上1時間未満	794単位	
介護予防訪問看護費	1時間以上1時間30分未	1,090単位	
理学療法士等による訪問	1回につき	284単位	1日に2回を超えて実施する場合は50/100
リハビリ減算	利用開始月から12月を超えた場合	-5単位/回	該当時

【主な加算】

加算名	単位数	備考
早朝・夜間加算	基本単位の25%増	該当時
深夜加算	基本単位の50%増	該当時
緊急時訪問看護加算 (I)	600単位/月	該当時
緊急時訪問看護加算 (II)	574単位/月	該当時
特別管理加算 (I)	500単位/月	該当時
特別管理加算 (II)	250単位/月	該当時
長時間訪問看護加算	300単位/回	該当時
複数名訪問看護加算 (I)	30分未満254単位/回、30分以上402単位/回	該当時
複数名訪問看護加算 (II)	30分未満201単位/回、30分以上317単位/回	該当時
初回加算 (I)	350単位/月	該当時
初回加算 (II)	300単位/月	該当時
退院時共同指導加算	600単位/回	該当時
ターミナルケア加算	2,500単位/回	該当時
介護職員等処遇改善加算	所定単位数×18/1000	該当時

※料金表に記載されていない加算金額も一部ございます。該当される疾患、状態の方に随時ご説明させていただき、算定させていただく場合がございます。予めご了承ください。

※一定以上の所得のある利用者の方は、負担額が2割又は3割になる場合があります。

※公費負担医療制度等により、自己負担が軽減又は不要となる場合があります。

※法改正等により料金が変更となる場合があります。